

## 第4章 施策の内容

## 第4章 施策の内容

### 1 地球温暖化防止・再生可能エネルギー導入

【関連するSDGsのゴール】

ゴール		達成のために重要なこと	ゴール		達成のために重要なこと
	飢餓をゼロに	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産性の向上や農地生態系の保全を図り、持続可能な食糧生産システムを確保し、農業を実践する</li> </ul>		気候変動に具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動やその影響による自然災害に対する緩和策や適応策の取組を推進する</li> </ul>
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーを大幅に拡大する</li> <li>省エネルギーを図り、エネルギー効率を高める</li> </ul>		パートナーシップで目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な市、市民、事業者のパートナーシップを推進する</li> </ul>
	住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> <li>暮らし続けられる持続可能なまちづくりを促進する</li> <li>災害等による被害を低減する</li> </ul>			

#### (1) 温室効果ガスの抑制

##### ・現状と目標

地球温暖化問題は、異常気象を引き起こすほか生態系に影響を及ぼすなど、地球規模の大きな問題であり、この問題の解決のためには、可能な限り温室効果ガスの排出抑制に努める必要があります。

本市では、令和4年6月10日に「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しており、今後も持続可能なまちづくりを進めるとともに、2050年までには二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、一人ひとりができることから取組を始めていくことが重要です。

市は、市が行う事務事業での温室効果ガスの排出抑制に努め、各部門の温室効果ガス排出抑制に対する取組を支援します。市民は、日頃からエコドライブを行う等、温室効果ガス排出抑制のための行動を心がけて実施します。事業者も事業活動から発生する温室効果ガス排出抑制に努めます。

##### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
ライフスタイルの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブの推進</li> <li>クールビズ、ウォームビズの推進</li> <li>「国民運動 デコ活」の普及啓発</li> <li>設備機器のエネルギー効率改善</li> <li>公共交通機関や自転車の利用促進</li> </ul>	市 市 市 市、商 戦、市、建	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
次世代自動車の普及促	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等</li> </ul>	市、財、観	○	○

進	の次世代自動車の利用 ・電気自動車の充電設備等、次世代自動車の普及のために有効なインフラ整備	商 市、財、観 商		
---	---	-----------------	--	--

市…市民生活課  
戦…市政戦略課  
建…建設課  
財…財政課  
観…観光・ブランド推進課  
商…商工課

## (2) 省エネルギーと再生可能エネルギーの利活用

### ・現状と目標

現在、暮らしや事業活動において石油エネルギーが使用されており、その供給から消費の過程で二酸化炭素の排出をはじめとした各種の環境負荷が発生しています。環境への負荷を低減させるためには、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用に取り組む必要があります。

本市においても、公共施設の太陽光パネル設置やZEB<sup>※2</sup>化のほか、一般住宅でのZEH<sup>※3</sup>化や、事業者によるメガソーラー<sup>※4</sup>の設置など、取組は市全体で広がりを見せています。

市は省エネ行動の普及啓発を行うほか、住宅や建物の省エネルギー化への支援、再生可能エネルギーの導入を促進します。市民及び事業者も住宅や建物の省エネルギー化に努め、太陽光発電システムの導入促進や、その他の再生可能エネルギーを利用した機器の導入に努めます。

### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
省エネルギーの推進 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発イベントの開催と情報提供</li> <li>・建物の省エネルギー化</li> <li>・ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)<sup>※5</sup>、ホームエネルギーシステム(HEMS)<sup>※6</sup>の導入</li> <li>・省エネ型製品への買い替え</li> <li>・節電行動の推進</li> </ul>	市 市、建 施設の所管課 市 市	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
再生可能エネルギーの利活用 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム、太陽熱利用設備の導入</li> <li>・バイオマスエネルギーの導入促進</li> <li>・その他の自然エネルギーの導入検討</li> <li>・廃棄物の焼却余熱の利用拡大</li> <li>・グリーン電源の導入促進</li> <li>・PPA<sup>※7</sup>事業の推進</li> </ul>	市 市 市 市 施設の所管課 施設の所管課	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
分散型エネルギーの効率的利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備と併せた蓄電池の設置や電気自動車(EV)の購入と併せたV2H(Vehicle to Home)<sup>※8</sup>の推進</li> </ul>	市	○	○

市…市民生活課  
建…建設課

### (3) 産業分門別での環境負荷削減

#### ・現状と目標

私たちの豊かな生活は、各種の産業活動により支えられています。しかし、私たちに豊かさをもたらす一方で、自然環境に与える負荷も少なくありません。環境負荷を削減するためには、産業ごと、事業所ごとに様々な工夫を行うとともに、環境に配慮した事業を展開する企業等を支援していく必要があります。

市は事業者が環境に配慮した事業活動を展開できるように支援していきます。事業者はエコアクション21<sup>※9</sup>に登録するなど、環境に配慮した事業活動を実施し、環境負荷を削減していきます。

#### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
第1次産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【農業】環境保全型農業<sup>※10</sup>の推進</li> <li>・【林業】森林資源の維持増進、森林空間の活用</li> <li>・農作物の栽培等への温泉熱利用の推進</li> <li>・ソーラーシェアリング<sup>※11</sup>の導入を推進</li> </ul>	農 農 農 農	○ ○	○ ○ ○ ○
第2次産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【建設業】(社)日本建設業団体連合会による「建設業の環境自主行動計画」の周知</li> <li>・【製造業】環境に配慮した機器の導入</li> </ul>	建 商		○ ○
第3次産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【卸売・小売業】過剰包装の自粛、再生資源の店頭回収</li> <li>・【観光業】環境に配慮した宿泊サービス、環境に配慮した交通手段誘導</li> </ul>	商、市 観		○ ○
エコビジネスへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した企業等への支援</li> <li>・「エコアクション21<sup>※9</sup>」の普及啓発</li> </ul>	商、市 市		○ ○

農…農林夢づくり課  
市…市民生活課  
建…建設課  
商…商工課  
観…観光・ブランド推進課

#### (4) 気候変動への適応

##### ・現状と目標

近年の気候変動の進行に伴い、本市においても大雨による浸水被害や熱中症による健康被害の増加、農作物の生育障害や品質低下等、さまざまな影響が懸念されています。

市は気候変動の影響に関する最新の動向や、適応策の把握に努め、上山市立地適正化計画や上山市地域防災計画等の関連する個別計画に基づき、各適応策を推進します。市民や事業者は気候変動に関心を持ち、その影響と適応についての情報収集に努め、気候変動に適応した行動に努めます。

##### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
適応策に関する情報の把握	・気候変動による影響や適応に関する情報収集	市	○	○
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の高温耐性品種や温暖化に対応した栽培技術の導入</li> <li>・熱中症についての注意喚起や予防及び対処法の普及啓発</li> <li>・降雪開始時期の遅れや降雪量の減少に左右されない通年型の観光誘客対策を検討</li> <li>・浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクを考慮した居住誘導</li> <li>・ハザードマップによる災害情報の周知及び地域の防災体制の強化</li> <li>・重要インフラの施設及び設備の強靱化</li> </ul>	農 健 観 建 庶 施設の所管課	○	○

市…市民生活課  
 農…農林・夢づくり課  
 健…健康推進課  
 観…観光・ブランド推進課  
 建…建設課  
 庶…庶務課

## 2 循環型社会の推進

【関連するSDGsのゴール】

ゴール		達成のために重要なこと	ゴール		達成のために重要なこと
	働きがいも 経済成長も	・生産と消費における持続可能な方法での限られた資源の利用を改善し、経済成長と環境保全の両立を図る		海の豊かさを 守ろう	・日常生活や事業活動に伴う排水や廃棄物適正処理を推進し、海洋汚染を防止する
	住み続けられる まちづくりを	・廃棄物の減量やリサイクルを推進し、環境負荷を低減させる		パートナーシップで 目標を達成しよう	・効率的な市、市民、事業者のパートナーシップを推進する
	つくる責任 つかう責任	・廃棄物の発生抑制、再利用及び再利用を推進し、廃棄物を削減する ・食品ロスを減少させる			

### (1) ごみ減量とリサイクルの推進

#### ・現状と目標

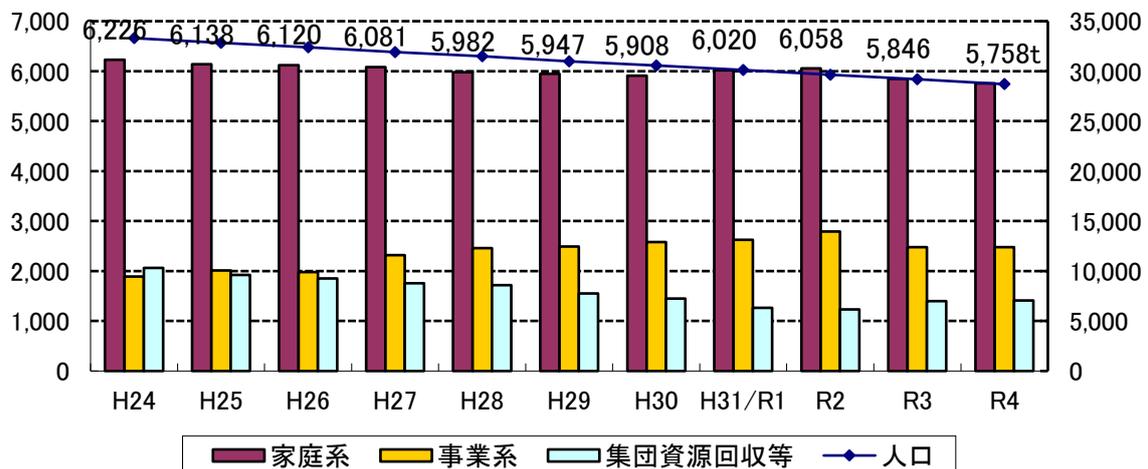
本市のごみ排出量は、家庭系ごみについては、人口減少に伴い減少傾向にあり、事業系ごみについても、新たな商業施設が設けられた平成27年度以降は増加しましたが、令和3年度以降は減少傾向にあります。また、市全体が一体となってリサイクル活動に取り組み、県内でもトップクラスの資源化率となっています。

しかし、市民一人1日あたりのごみの排出量は増加傾向にあり、また再資源化できる古紙類の一部がもやせるごみとして排出される等、ごみを出さないライフスタイルへの行動変容や、さらなる環境負荷の低減を図る必要があります。

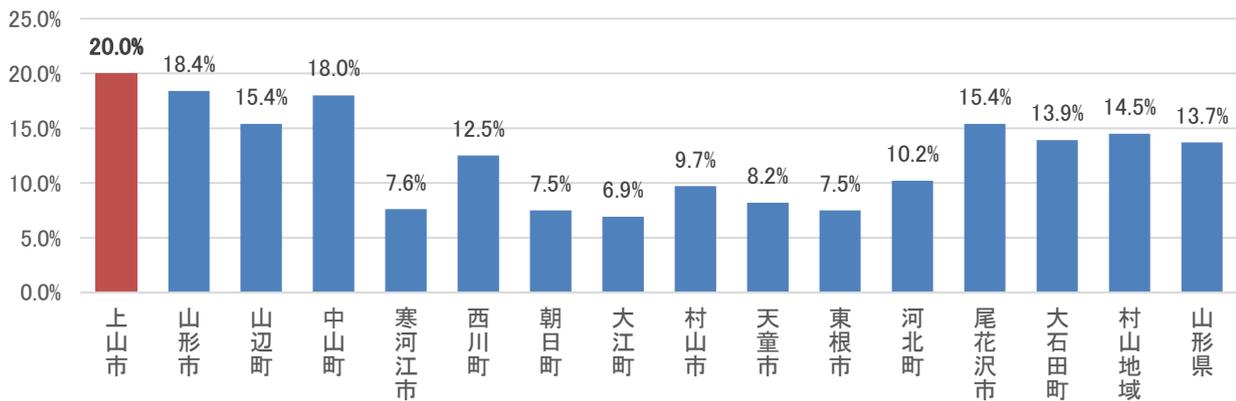
市では3Rを推進する各種施策を実施していますが、市民による集団資源回収や事業者による資源の店頭回収など、上市市全体で取組が広がっています。

市は生ごみの減量化をはじめとした各種施策を実施します。市民は生ごみの水切りや資源回収などに協力します。事業者は過剰包装を自粛したり、店頭での資源物を回収したりします。

【ごみ排出量（単位：トン（左軸）、人（右軸））】



【令和3年度市町村別ごみの資源化率※（村山管内）】



※ 資源化率 = (資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

(出典：令和4年度版山形県循環型社会白書)

・ 施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
3 R の推進 Reduce (減らす) 【重点施策】	・資源ごみの分別収集及び拠点回収	市	○	○
	・マイバッグ、マイボトル、マイはしの持参	市	○	○
	・過剰包装、使い捨て製品の自粛	市	○	○
	・水切り運動の推進	市	○	○
	・雑紙袋	市	○	
	・家庭ごみの有料化	市	○	
	・出前講座や環境展の実施等の環境教育及び啓発活動	市	○	○
・食品ロスの削減	市	○	○	
Reuse (再使用) 【重点施策】	・おさがりボックス	市	○	
Recycle (再資源化) 【重点施策】	・廃家電類の資源化	市	○	
	・生ごみの堆肥化	市	○	○
	・食品リサイクル法の登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ)の推進	市		○
	・集団資源回収	市	○	○
	・店頭回収	市	○	○
	・窓口やドライブスルー回収での小型廃家電類の回収	市	○	

市…市民生活課

## (2) ごみの適正処理の推進

### ・現状と目標

本市では、循環型社会の推進を目指し、上山市ごみ処理基本計画に基づき、雑紙の分別回収や古紙類の拠点及び集積所での回収、廃家電類の資源化等の推進に取り組んできました。

また、エネルギー回収施設（川口）が平成30年度に稼働し、ごみや資源の再生利用（マテリアルリサイクル）や熱回収（サーマルリサイクル）が行われています。

市はごみの適正な分別の周知啓発を図り、また不法投棄の防止に努めます。市民は一人ひとりが違反ごみのないように正しく分別します。事業者も事業所から出るごみを適正に処理します。

### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
ごみの適正処理 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの適正な分別排出</li> <li>・ごみ屋敷に対する対応</li> </ul>	市 市	○ ○	○
ごみ処理施設の管理 運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー回収施設の稼働</li> <li>・廃止施設の対応</li> <li>・リサイクルリレーセンターの管理運営</li> </ul>	市 市 市		
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄パトロールの実施と市民や警察等の関係機関との連携</li> </ul>	市	○	○

市…市民生活課

### 【上山市衛生組合連合会】

衛生組合は、全国各地で組織されており、ネズミ・カ・ハエなどのそ族昆虫駆除や伝染病の予防が始まりとされています。最近では、衛生組合の役割は、生活環境整備の進展や社会状況の変化などに伴い、ごみ処理や環境問題に関することが大きな割合を占めるようになっていきます。

上山市には各地区に衛生組合が組織され、ごみ集積所の維持管理や地区内の美化清掃活動などに取り組んでいます。

市内各地区の衛生組合で構成される上山市衛生組合連合会は、ごみの適正排出の啓発や支援等に努めています。



### 3 自然との共生

【関連するSDGsのゴール】

ゴール		達成のために重要なこと	ゴール		達成のために重要なこと
	飢餓をゼロに	・農業生産性の向上や農地生態系の保全を図り、持続可能な食糧生産システムを確保し、農業を実践する		陸の豊かさを守ろう	・森林、山地、河川等の生態系を保全及び回復し、持続可能な利用を促進する ・生物多様性を保全し、森林等が持つ多面的機能の向上を図る
	安全な水とトイレを世界中に	・森林、山地、河川等の水に関連する生態系の保護及び回復を行う		パートナーシップで目標を達成しよう	・効率的な市、市民、事業者のパートナーシップを推進する

#### (1) 森林地域における共生

##### ・現状と目標

森林は生態系の骨格を形成する重要な自然資源です。また、水資源の涵養<sup>\*1 2</sup>、木材の供給及び空気の浄化、二酸化炭素の吸収など、私たちの生活にとって欠くことのできない大切な機能を有しています。このように様々な恵みを与えてくれる森林の重要性を認識し、その環境を保全するとともに、多様な動植物も守っていく必要があります。

市は自然環境に配慮した遊歩道等の整備及び維持管理や自然観察会等に取り組み、市民が気軽に環境学習できる場をつくります。市民は自然観察会等への参加や森林保全活動等を自主的に行います。事業者は林業後継者の育成に努めます。

##### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
森林の保全と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林地域環境保全のための開発抑制</li> <li>・適正な森林施業、森林病虫害対策</li> <li>・後継者の育成、施業の集約化</li> </ul>	農 農 農		○ ○
レクリエーションや環境学習の場としての森林の活用 <b>【重点施策】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境に配慮した遊歩道、解説板、休憩施設等の整備と管理</li> <li>・自然観察会、森林保全活動</li> <li>・指導者、ボランティア、団体の育成や保持</li> </ul>	戦、農  生、農 生、農	○  ○ ○	
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生生物の捕獲規制、生息及び生育環境の適正な維持管理</li> <li>・生物多様性についての意識啓発</li> <li>・外来生物の現状把握と対応</li> </ul>	農、市  市 市	○	

農…農林夢づくり課  
戦…市政戦略課  
生…生涯学習課  
市…市民生活課

## (2) 身近な自然における共生

### ・現状と目標

身近な田園や里山は、私たちの生活の糧となる農作物などを産出するとともに、生活に潤いや安らぎをも与えてくれます。また、多くの動植物が生息する大切な空間でもあり、多面的な機能を有しています。

しかし、手入れされない里山や耕作放棄地<sup>※1 3</sup>が増えているほか、野生動物による食害など様々な問題を抱えています。

市は人にとって住みよい環境だけではなく、野生動植物との共生に配慮しながら事業を展開していきます。市民は耕作放棄地の減少や有効利用に努めるとともに、自然保護活動等に積極的に参加します。事業者は自らの事業活動において、自然との共生に配慮します。

### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
田園の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上山農業振興地域整備計画に基づく優良農地の保全</li> <li>・環境に配慮した農業基盤整備</li> <li>・農村環境整備、農業集落排水処理施設の整備と管理</li> <li>・化学肥料及び農薬の適正使用</li> <li>・良質堆肥の生産、供給体制の確立</li> <li>・農地の荒廃防止、耕作放棄地<sup>※1 3</sup>の有効利用</li> </ul>	農  農 農、水  農 農 農	    ○  ○ ○	    ○ ○ ○
里山の保全と活用 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期上山型温泉クアオルトビジョンとの連携</li> <li>・西山を中心とする里山の保全と活用</li> <li>・指導者、ボランティア、団体の育成と保持</li> </ul>	戦 農 農	○ ○ ○	
動物と人との共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サル、カモシカ、イノシシ、クマ等の食害実態把握、生息状況の把握、被害防止対策</li> <li>・ホタル、カジカ、野鳥等の生息状況調査、観察会</li> <li>・その他の野生動物やペットの愛護</li> </ul>	農、生、市  農、生、市  市	○  ○  ○	
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性、外来生物に対する対応</li> </ul>	市	○	

農…農林夢づくり課  
戦…市政戦略課  
市…市民生活課  
生…生涯学習課  
水…上下水道課

### (3) 水辺空間の保全と創出

#### ・現状と目標

河川は、治水機能を持つだけでなく、水道水や農業用水として利用されるほか、多様な生物の生息、生育地や私たちの憩いの場としての役割も担っています。私たちは河川や水路から日ごろその恩恵を受けています。

水辺空間の重要性を再認識し、潤いと安らぎのある水辺空間の保全と創出に向け、市は河川の清掃活動に取り組みます。市民は親水空間の維持などについて環境へ配慮します。

#### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
生態系に配慮した水辺づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・須川河川敷親水広場「おらだの川」等の水辺空間の保全</li> <li>・生物多様性、外来生物への対応</li> </ul>	建 市	○ ○	
親水空間の整備と維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川等への階段護岸、緩傾斜護岸等による環境への配慮</li> <li>・市街地での水辺空間の確保</li> </ul>	建 建、農	○	
河川愛護活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川等の清掃活動</li> </ul>	建	○	

建…建設課  
農…農林夢づくり課  
市…市民生活課

#### 【河川一斉清掃】

上山市では、地域住民の積極的な参加により河川愛護に対する住民意識の向上を図り、みんなで環境を整え美しいまち上山をつくるため、毎年河川一斉清掃を実施しています。



#### (4) 都市緑化の推進

##### ・現状と目標

都市における緑は、私たちの日常生活に潤いを与え、暑さ、寒さをやわらげたり、騒音、大気汚染を軽減させたり、緩衝緑地<sup>\*14</sup>など、様々な機能を持っています。

住宅地の造成や企業立地など、都市化が進む中で、緑化を図ることは、自然の潤いと安らぎを創出しています。

市は公共事業等において緑化を推進します。市民は公園の整備や維持管理に協力します。事業者は住宅地造成や企業立地に際して緑地面積の確保に努めます。

##### 【市内の都市公園】

名称	面積(ha)	位置	名称	面積(ha)	位置
月岡公園	4.03	元城内	蔵王の森第2公園	0.20	蔵王の森
市民公園	8.80	河崎一丁目	栄光団地公園	0.10	八日町
金生公園	0.18	金生一丁目	さくら公園	0.20	金生西二丁目
鷺ヶ袋公園	0.20	旭町二丁目	蔵王みはらしの丘7号公園	0.34	みはらしの丘
長清水公園	0.34	矢来四丁目	かえで公園	0.20	金生西一丁目
みゆきが丘公園	0.25	弁天二丁目	みずき公園	0.20	金生東二丁目
河崎公園	0.15	河崎三丁目	せせらぎ緑道	0.49	金生一丁目、金生二丁目、金生三丁目
蔵王の森第1公園	0.37	蔵王の森			

(資料：上山市建設課、令和4年3月18日現在)

##### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
公園等の整備及び維持管理	・公園と緑地の整備及び維持管理	建、農、子	○	
都市緑化の推進	・公共施設における植樹や花壇の設置 ・公共事業における緑化の推進 ・住宅地造成や企業立地における一定の緑地面積の確保	施設の所管課 建、管 商、建		○
二酸化炭素吸収源の確保	・緑のカーテン、庭木、プランターの設置等の緑化の推進 ・公園と緑地の整備及び維持管理	市、農 建	○	○

建…建設課  
管…管理課  
農…農林夢づくり課  
商…商工課  
子…子ども子育て課  
市…市民生活課

## 4 生活環境の保全

【関連するSDGsのゴール】

ゴール		達成のために重要なこと	ゴール		達成のために重要なこと
	すべての人に健康と福祉を	・ 大気、水、土壌の汚染に伴う公害や有害化学物質等を減少させる		住み続けられるまちづくりを	・ 文化遺産及び自然遺産の保護及び保全 ・ 大気、水、土壌等の汚染防止に取り組み、環境負荷を低減させる
	安全な水とトイレを世界中に	・ 生活排水処理施設の適正な利用、汚染の減少、有害化学物質の放出の低減、不法投棄の廃絶等を推進し、水質を改善する		つくる責任 つかう責任	・ 廃棄物や化学物質の管理を徹底し、大気、水、土壌への放出削減を図り、人の健康や環境への悪影響を最小化する
	働きがいも経済成長も	・ 雇用創出や文化振興、販売促進等につながる持続可能な産業を促進する		パートナーシップで目標を達成しよう	・ 効率的な市、市民、事業者のパートナーシップを推進する

### (1) 公害防止全般

#### ・ 現状と目標

市民の環境への関心が高まっているなかで、市民から寄せられる環境に関する苦情や相談は年間30件ほど寄せられており、その都度、状況を聴き取り、現地調査等を実施して原因者へ改善を指導しておりますが、個人の日常生活が原因となるものが増えております。環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下を典型7公害としていますが、本市では「その他」の苦情が大半を占めています。

市では、公害防止のため、河川の水質検査や自動車騒音測定等の環境調査を実施しておりますが、大気汚染や水質汚濁、騒音等のいわゆる公害として法規制の対象となる苦情もある一方、法規制の対象とならない範囲での民事上のトラブルも多く寄せられており、近隣関係での個人の問題にも市の対応が求められる社会状況になってきています。その背景には、地域のコミュニティの希薄化など社会状況の変化があると考えられます。

こうした中で、市は市民及び事業者の懸け橋となり、原因者へ公平な立場から改善に向けた指導を行うとともに、公害に関する環境法令を遵守するように指導します。市民は日常生活において自ら良好な生活環境を保全するよう努め、法規制の対象とならないトラブルについては、お互いの生活に支障をきたすことがないよう周辺環境への配慮に努めます。事業者は各事業における環境への負荷を考慮し、適切な対策を施すほか、近隣住民への適切な説明を行い、良好な関係を築いていきます。市、市民及び事業者がお互いに思いやりながら助け合い、誰もが住みよいまちづくりを目指します。

・ 施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
法規制の周知と指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設及び特定建設作業※<sup>15</sup>の情報管理と指導</li> <li>・ 公害苦情に対する適切な対応（調査、連携、迅速処理）</li> <li>・ 排出及び排水基準の遵守</li> </ul>	市 市、商  市、商		○  ○
法規制対象外の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な状況の把握及び現地調査の実施などの対応</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民として（マナー、モラル）</li> <li>・ 事業者としての対応</li> <li>・ 市として（客観的判断、助言）</li> </ul> </div>	市  市	○	○
公害防止施設整備推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上山市商工業振興資金制度の利用推進</li> </ul>	商		○

市…市民生活課  
商…商工課

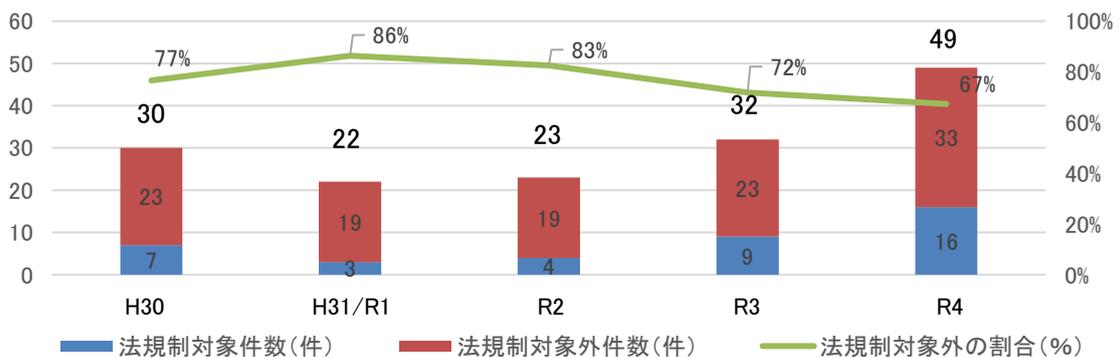
【法規制の対象となる範囲】

環境に関する法律には悪臭防止法や水質汚濁防止法などの区域を指定して基準を定めているものや、廃棄物処理法などの特定の行為を禁止するものがあります。本市では家庭や事業所でのごみの焼却、油流出事故、特定の業種からの悪臭、そしてごみの不法投棄などが多く、これらについては関連する法律に基づき指導することができます。

【法規制の対象とならない範囲】

一方、法規制の対象とならない範囲の公害苦情が占める割合は増加傾向にあります。法規制の対象とならないものには、法で定める区域の外で苦情が発生する場合や、そもそも規制する法律が存在しない場合があります。それらの多くが家庭や個人を原因とするトラブルであり、典型7公害以外の「その他」に分類される公害苦情ですが、「公害」に該当しない「対象外」の苦情も含め、家庭や個人を原因とする苦情は毎年数多く寄せられています。

【公害苦情処理件数に占める法規制対象外事例の割合】



(資料：上山市市民生活課)

○ 公害苦情の分類と例

大気汚染	排煙、ばい煙、粉じん、野焼きなど
水質汚濁	河川・湖沼の汚濁、地下水の汚染、魚類のへい死など
土壌汚染	有害物質の埋め棄て、農薬・鉱さいの流出など
騒音	機械・工具の作動音、自動車の走行音、犬の咆哮、建設作業音など
騒音（低周波）	機械・工具の作動などによる低周波音
振動	地響き、ガラス戸・建具のがたつき、電灯の揺れなど
地盤沈下	建物・設備等の損傷及び家屋の傾斜、道路の陥没など
悪臭	浄化槽・下水からの汚臭、堆肥の臭気、調理に伴う異臭
廃棄物投棄	廃棄物の投棄に関するもの（不法投棄含む）
その他	広範囲に及ぶ動物のフン・尿、雑草の繁茂による害虫発生など

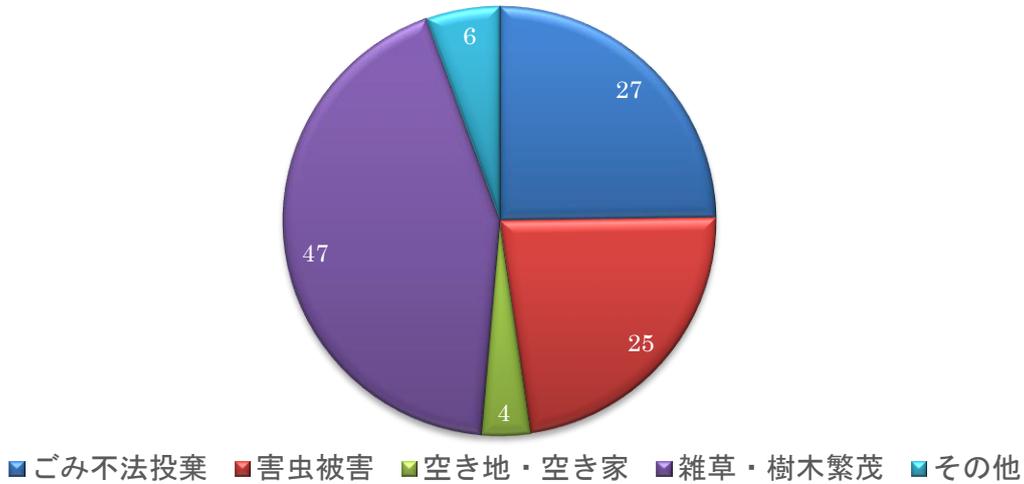
【上山市の公害苦情処理（平成30～令和4年度）】

○ 苦情処理件数

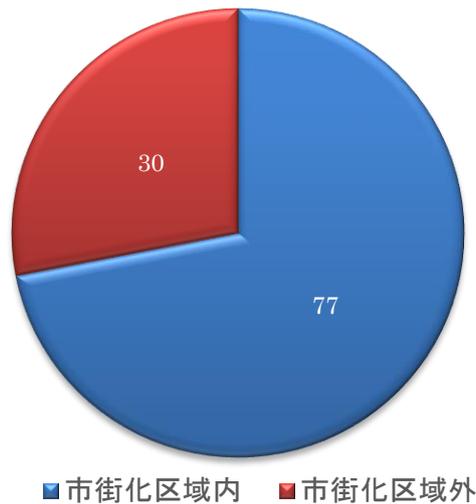
	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計
大気汚染	1	1	3		5	10
水質汚濁		6	4	2	3	15
土壌汚染				1		1
騒音	2	2	1	3	1	9
振動						0
地盤沈下						0
悪臭	4	2	4	4		14
その他	23	11	11	22	40	107
合計	30	22	23	32	49	156

○ 「その他」の苦情

【苦情の内容（件数）】 ※一部重複あり



【発生地域（件数）】



（資料：上山市市民生活課）

不法投棄されたごみの多くは家庭ごみですが、店舗備品やタイヤなど産業廃棄物が一部見られ、令和4年だけで廃タイヤの投棄が3件となっています。

害虫被害はスズメバチが最も多く、ついでアシナガバチの営巣となっています。令和4年度にマイマイガの大量発生があったものの、薬剤散布器や枝切ばさみの貸出により、苦情としての受付はありませんでした。

通常は、空き地・空き家の苦情は害虫被害と雑草・樹木繁茂の苦情と重複しているものが増えておりますが、グラフの「空地・空き家」は害虫被害、雑草・樹木繁茂以外（樹木の越境、家屋倒壊の危険等）の苦情となっています。

発生地域は、住宅が集中している市街化区域内が半数以上を占めています。

## (2) 大気環境の保全

### ・現状と目標

本市で発生する大気汚染の多くは、剪定枝焼却等による苦情です。全国では、微小粒子状物質（PM2.5<sup>\*16</sup>）や光化学オキシダント<sup>\*17</sup>、フロン類の漏えい等の問題も発生しています。

また、悪臭苦情については、発生場所が規制地域外となっていることが多く、長引いてしまうケースがあります。

市は悪臭や野焼き防止の啓発及び指導を行います。市民は、野焼きをせず、近隣への臭気にも配慮します。事業者は、事業に伴って発生する臭気を極力低減するよう努め、近隣住民との良好な関係を築きます。

【大気汚染苦情の内容】



■産業廃棄物の焼却 ■剪定枝などの焼却 ■家庭ごみの焼却

【悪臭苦情の内容】



■事業所 ■家庭 ■不明

(資料：上山市市民生活課)

・ 施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
悪臭防止	・ 日常生活や事業活動での悪臭防止への啓発及び指導	市	○	○
野焼きなどによる大気汚染の防止	・ ごみの適正処分及び野焼き防止の啓発及び指導 ・ ダイオキシン類の発生やフロン類の漏えい防止啓発	市、消 市	○ ○	○ ○
大気データの収集と活用	・ 微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> <sup>*16</sup> ）及び光化学オキシダント <sup>*17</sup> に対する対応 ・ 酸性雪調査	市  市		

市…市民生活課  
消…消防本部

### (3) 水環境の保全

#### ・現状と目標

河川汚濁の主な要因は、生活排水や事業所からの排水ですが、本市では公共下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の利用と適切な維持管理により水質は概ね良好に推移しています。一方、近年は冬季における河川への油流出による苦情が増えてきており、水環境を守るために一層の対策が必要となっています。

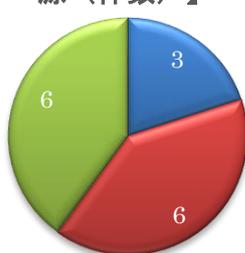
市は引き続き公共下水道等の利用促進と適切な維持管理を啓発し、水質の管理に努めます。市民は公共下水道等や家庭排水路等を適正に利用、管理し、地区会等が行う用水路等の清掃活動に積極的に参加するとともに、油の流出事故を未然に防ぎます。事業者は排水の汚濁負荷低減に細心の注意を払います。

【水質汚濁苦情の内容  
(件数)】



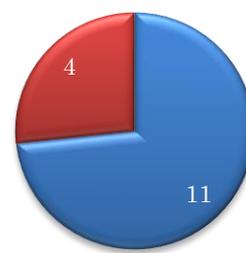
■ 油流出

【水質汚濁苦情の発生  
源 (件数)】



■ 事業所 ■ 家庭 ■ 不明

【水質汚濁苦情の発生地  
域 (件数)】



■ 市街化区域内 ■ 市街化区域外

(資料：上山市市民生活課)

#### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の利用と適切な維持管理</li> <li>家庭からの汚水排水の自粛</li> <li>水路など管理主体による維持管理と関係者の協力</li> </ul>	水 水、市 水、建、市	○ ○ ○	○
事業所排水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚濁負荷の低減</li> </ul>	市、商		○
油流出の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故防止啓発、発生時の対応</li> </ul>	市、消	○	○
水質データの収集と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川等の水質データの収集管理と活用</li> <li>地下水のデータ収集管理と湧水の情報収集</li> </ul>	市 市		
河川の酸性水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>蔵王川、酢川、須川（赤山地内）の鉍毒対策を県・国に要請</li> <li>関係団体と共同での水質監視</li> </ul>	市、農、商 市、農、商		○

水…上下水道課 建…建設課  
農…農林夢づくり課 商…商工課  
市…市民生活課 消…消防本部

#### (4) 騒音及び振動の防止

##### ・現状と目標

騒音や振動は、私たちの快適な生活環境を損なう要因となっています。最近の騒音苦情は日常生活に起因するものが多く、さらにコミュニティの希薄化等から地域内で解決できないために、市に相談が寄せられることが増えています。また、新たに低周波音<sup>\*18</sup>による苦情も出てくるようになりました。

市は騒音及び振動苦情へ対応して円満な解決を目指し、道路の騒音等のデータ収集管理に努めます。市民は近隣に配慮し、苦情の発生を防ぎます。事業者は工事や事業活動などによる騒音及び振動の防止に努めます。

【騒音苦情の内容（件数）】



【騒音苦情の発生地域（件数）】



(資料：上山市市民生活課)

##### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
産業騒音及び振動の防止	・低騒音及び低振動型機械設備の導入 ・作業方法の工夫、吸音材、遮音壁の設置	商、市 商、市		○ ○
近隣騒音の防止	・日常での騒音苦情に対する対応 ・低周波音 <sup>*18</sup> による被害の防止	市 市	○ ○	○ ○
騒音及び振動データの収集と活用	・道路等の騒音及び振動データの収集管理	市		

商…商工課  
市…市民生活課

## (5) 土壌と地盤の保全

### ・現状と目標

土壌や地盤は、各種生物の生育の場、食物提供の場、水循環の場など多くの役割を持っていますが、全国的には有害物質による土壌汚染や過剰な地下水の汲み上げによる地盤沈下などの問題も発生しています。

本市では油流出による土壌汚染の苦情が発生しており、また県内では冬に消雪のため地下水の汲み上げが多くなる場所もあります。

市は情報を管理し、涵養<sup>※12</sup>施策などに活用していきます。市民は農薬を適正に使用し、土壌汚染の要因となる廃棄物の投棄や汚水の地下浸透を防止します。事業者は有害化学物質や農薬の適正な管理、使用に努めます。

### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
土壌汚染の防止	・農薬の適正使用	農	○	○
地盤沈下の防止	・地下水の過剰揚水の自粛、雨水の地下浸透への配慮	市	○	○

市…市民生活課  
農…農林夢づくり課

## (6) 空き家・空き地対策

### ・現状と目標

令和2年度末時点で市内の空き家等は485軒あります。空き家は個人等の財産であり、民法では管理義務が規定されていますが、所有者の管理不全による倒壊の恐れ、害虫の発生、また野生動物の棲み付きや所有者不明土地等、空き家問題の顕在化により近隣に迷惑のかかるケースが増加しています。

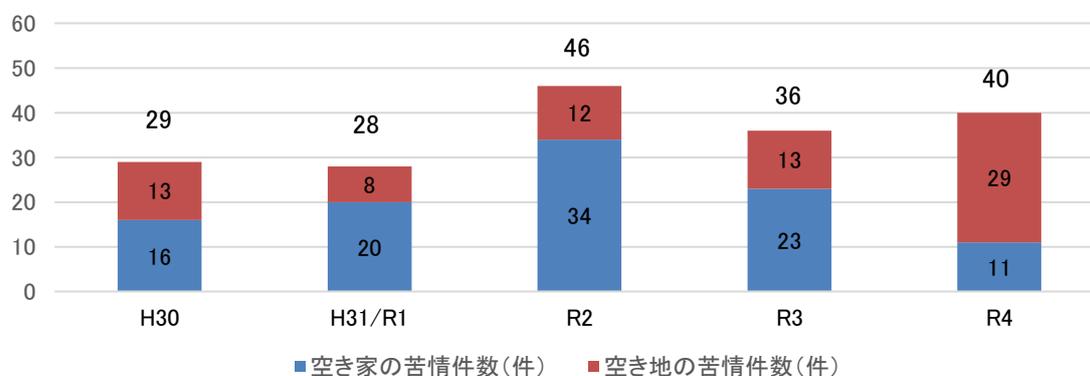
市内には空き地も多く、空き家と同様に雑草の繁茂や害虫の発生に関する相談が寄せられるようになっています。空き地の中でも特に市街地の農地は、適切に管理されなくなると、住宅が密接しているため中山間地域よりも雑草の繁茂や害虫の発生等の被害が大きくなってしまいます。

空き家については、NPO法人等と連携しながら空家等対策重点区域を中心に空き家バンクなどにより所有者と活用希望者とのマッチングを図っています。引き続き関係機関と連携しながら空家等対策計画に基づき、老朽化が進む危険な空き家から安全・安心な暮らしを守るため、危険空き家の解体を促進します。さらに、空き店舗を含む空き家の維持管理、未然防止及び空き家バンクなどにより利活用等を促進します。

空き地については、市は情報を整理し、所有者（管理者）と調整を図ります。市民及び事業者は空き地を責任もって適正に管理し、やむを得ず空き地となり、遠方において管理ができない場合にも、知り合いや業者に依頼する等して環境悪化を防ぎます。

市、市民、事業者が一体となり、空き家、空き地をできる限り減らし、心地よい景観と安心安全のまちを創造していきます。

【空き家・空き地に関する苦情件数】



(資料：上山市建設課、市民生活課)

### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
空き家対策 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等対策計画の策定</li> <li>・危険な空き家の除却の推進</li> <li>・空き家バンクによる空き家、空き店舗の利活用促進</li> </ul>	建 建 建、商	○ ○ ○	○ ○ ○

空き地対策 【重点施策】	・ 空き地の適正管理の啓発及び指導	市	○	○
-----------------	-------------------	---	---	---

建…建設課  
商…商工課  
市…市民生活課

## (7) 景観の保全

### ・ 現状と目標

上山の有する雄大な自然景観と独自の魅力を放つ歴史的まち並み景観は、他に誇れる貴重な財産であり、住む人や訪れる人に安らぎを与えるとともに、地域への愛着をより一層強いものとしています。

現在、上山城周辺エリアにおいて市の特色ある景観を保全するため、建築物の外観改修に対して支援を行っています。その一方で、周辺景観に配慮が必要な建造物や屋外広告物、空き家等も増加しております。

市は特定環境地域<sup>※19</sup>等の指定について検討し、良好な景観を保全します。市民及び事業者は、市が行う景観保全のための施策に協力します。

### ・ 施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
自然景観の保全	・ 良好な自然景観の維持及び保全 ・ 特定環境地域 <sup>※19</sup> 等の指定の検討	建、戦 建、戦、市	○	○
まち並み景観の保全	・ 歴史的建造物の保全、地区計画 ・ 歴史的遺産周辺の景観への調和 ・ 屋外広告物条例遵守の周知 ・ 過度な夜間照明や夜間広告の自粛 ・ 特定環境地域 <sup>※19</sup> 等の指定の検討	生、観、建 生、観、建 建 市 建、戦、市	○ ○	○ ○ ○
環境に配慮した施設や設備の整備推進	・ 自然地形や生態系等への配慮 ・ 高齢者や障がい者にやさしい施設整備 (ユニバーサルデザイン化)	建 施設の所管課		○ ○

建…建設課  
戦…市政戦略課  
市…市民生活課  
生…生涯学習課  
観…観光・ブランド推進課

## (8) 歴史文化環境の保全と発展

### ・現状と目標

上山市は城下町、宿場町及び温泉町の三つが一体となった全国でも珍しい都市であり、古くから培ってきた歴史や文化を様々な場所や行事に垣間見ることができます。

これらの歴史や文化は、広く市民に親しまれ、上山独自の環境や景観の形成に大きく寄与するとともに、観光誘客にも重要な役割を果たしています。また、これらは長い時間をかけて地域の自然、風土の中で育まれてきており、私たちと自然との関わりを教えてくれるものも多く、適切な保全と継承が必要です。

上山独自の歴史や文化環境を保全していくため、市は伝統文化を守り、継承していくための施策を実施します。市民は地域文化の継承に努めます。事業者は伝統的な祭りや行事の支援に努めます。

### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
地域文化の保全と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な祭りや行事の継承</li> <li>・上山独自の伝統技術や食文化の保存</li> <li>・地域文化の発信、他地域との文化交流</li> <li>・市の特色となる地域資源の発掘、保全</li> </ul>	観、生 観、生、健 観、生 観、生	○ ○ ○ ○	○

観…観光・ブランド推進課  
 生…生涯学習課  
 健…健康推進課

### 【指定（登録）文化財】

区分	件数	区分	件数
(国指定文化財)		(市指定文化財)	
建造物	1	建造物	13
工芸品	4	絵画	1
史跡	1	彫刻	6
天然記念物	2	工芸品	3
(国登録文化財)		典籍	4
建造物	15	考古資料	25
(県指定文化財)		歴史資料	1
建造物	1	有形民俗文化財	2
工芸品	5	無形民俗文化財	3
考古資料	3	史跡	8
史跡	3	天然記念物	9
天然記念物	1		

(資料：上山市教育委員会生涯学習課、令和5年12月1日現在)



旧尾形家住宅（国指定）



武家屋敷「三輪家」（市指定）

## （9）美化清掃の推進

### ・現状と目標

私たちが毎日通る道路や利用するごみ集積所など、身近な環境をきれいにするには私たちの心に安らぎをもたらします。また、ごみのポイ捨て等は美しい景観を損ない、本市においても対応に苦慮している現状です。

市は環境美化運動や側溝いっせい清掃及び河川いっせい清掃を推進し、環境美化意識の高揚を目指します。市民は日ごろ利用するごみ集積所の管理に努め、ペットのフンにより近隣に迷惑をかけることのないよう飼い主の責任を果たすとともに、カラスのフン清掃など身近な美化活動にみんなで取り組みます。事業者も環境美化運動を行い、地域社会に貢献します。

### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
身近な環境の清掃活動	・環境美化運動の展開	市	○	○
	・側溝いっせい清掃	市	○	
	・ごみ集積所の維持管理	市	○	
	・ペット、カラス等のフン害対策	市	○	

市…市民生活課

## 5 環境意識の向上

【関連するSDGsのゴール】

ゴール		達成のために重要なこと	ゴール		達成のために重要なこと
	質の高い教育をみんなに	・環境教育を通して、持続可能な開発を促進するために必要な知識、技能を習得できるようにする		気候変動に具体的な対策を	・気候変動及びその影響を軽減するための対策に関する教育、啓発、人的能力向上等を推進する
	つくる責任 つかう責任	・人々が持続可能な開発や自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする		パートナーシップで目標を達成しよう	・効率的な市、市民、事業者のパートナーシップを推進する

### (1) 自主的な取組の推進

#### ・現状と目標

現在の環境問題は、以前のような特定の発生源による公害から、社会全体の活動により引き起こされた広範囲な問題へと移り変わってきています。この問題の解決のためには、市だけでなく市民や事業者も自主的に取り組むことが重要です。上山市においても、自発的な活動をしている団体がありますが、さらに多くの団体や指導者を育成し、地元の力を高めていく必要があります。

市は地域の環境保全活動のリーダーを育成していきます。市民及び事業者はリサイクル活動や清掃活動等に自主的に取り組みます。

#### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
自主的な取組の実践	・リサイクル活動、清掃活動、自然保護活動	市、生	○	○
自主的な取組の支援	・環境美化功労者の表彰 ・環境保全活動のリーダーや地球温暖化防止活動推進員の育成と保持	市 市	○ ○	

市…市民生活課  
生…生涯学習課

#### 【上山市環境美化功労賞】

上山市では、公共施設の清掃や地域の環境美化活動をボランティアにより実施している団体・個人の表彰を行っています。道路脇の花壇の植栽や地区内の清掃活動など、長年にわたる継続した取組は地域の環境を良好に保つだけでなく、市民の模範となります。市では、このような自主的な取組を奨励していきます。

## (2) 環境学習の推進

### ・現状と目標

持続可能な社会経済システムを実現し、快適な環境を守り育てていくためには、多くの人が環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解することが大切です。

市内の小中学校では様々な形での環境教育が行われていますが、ライフステージに応じたすべての世代で環境教育の機会を持つことが重要です。

上山は豊かな自然に囲まれ、環境についていつでも学習できる場に恵まれており、年齢や職業を問わず、すべての人が継続的に環境学習を行えるよう、市は機会の提供を行います。市民は環境に関する学習会を自主的に開催します。事業者は関心を深めるための広報を行います。

### ・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
社会活動における環境教育や学習の推進 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会、環境関連施設等の見学会</li> <li>・関心を深めるための広報及び情報提供</li> <li>・環境教育の機会の確保及び提供</li> <li>・環境に関する学習会、イベント</li> <li>・環境アドバイザー制度の活用</li> <li>・環境教育や学習活動への参加協力</li> </ul>	市、生 市 市、生、戦 市 市 生	○  ○ ○ ○	○  ○
学校教育における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における環境教育の充実</li> <li>・自然観察会、野外活動</li> <li>・地域の清掃活動、リサイクル活動、緑化活動への参加</li> </ul>	学 生 学		

市…市民生活課  
戦…市政戦略課  
生…生涯学習課  
学…学校教育課

### 【環境アドバイザー】

山形県では、県民に環境教育・学習の機会を広め、環境についての理解をより深めるため、意欲ある学校、中小企業、住民団体などが実施する講演会や学習会に講師（環境アドバイザー）を派遣しています。環境保全活動のリーダー育成や環境学習の機会を提供することで、環境問題をより市民に身近に感じてもらい、市民による自主的な取組へ繋いでいきます。

